

2020年4月15日

お客さま各位

株式会社イデアルライフ

新型コロナウイルス感染症に関わる当社業務運営方針と 各保険会社特別取扱いについて

平素は弊社業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また感染が拡大する状況下において、影響を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に関する政府および都道府県からの要請を踏まえて、当社では以下のとおりの業務運営にて対応をさせていただきますので、ご案内いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

また、このような状況下において、日常生活や事業運営に不安を抱えられているお客さまに対し、できるだけのお力添えをできるよう、各保険会社において、下記の当別措置取扱い実施のご案内をいたします。

記

【当社のお客さま対応について】

- ・当社では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出社人数を最小限として営業を行います。
- ・「緊急事態宣言」の発令解除までは、お客さまおよびご家族さまの生命と健康を最優先とするため、お客さまと対面での面談を控え、原則電話やメール・郵送でのご対応とさせていただきます。

【特別措置の実施】について

1、「契約者貸付の特別取扱い(0%金利)」

契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。金利0%にて契約者貸付をご利用いただけます。適用期間や受付期間がございます。

2、「保険契約の失効に関する特別取扱い」

契約者貸付を受けられているご契約や保険料自動振替貸付が既に適用になっているご契約で、貸付金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客さまからのお申出により、一定の期間まで失効を猶予できる場合がございます。

3、「継続契約手続きの猶予」

新型コロナウイルス感染症の影響により、お客さまからの更新手続きが困難とお申し出があった場合、更新の手続き期限を超える場合であっても柔軟に対応いたします。

4、「保険料払い込みの猶予期間の延長」

保険料のお払込みが一時的に困難となった場合、期間内にお申出いただいたお客さまについては、保険料払込の猶予期間を一定期間延長いたします。

5、「保険金・給付金のお支払い」

(1) お支払い対象となる給付金・保険金について

新型コロナウイルス感染症は、疾病入院給付金のお支払い対象となる疾病に該当します。疾病入院給付金は、治療を目的とした入院に対してお支払いをいたしますので、検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で医療機関に入院された場合は、疾病入院給付金のお支払い対象となります。（ご契約内容によってはお支払いに所定の入院日数を要する場合があります）。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合は、死亡保険金のお支払い対象となります。

(2) 疾病入院給付金における特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情等によりご自宅や病院以外の臨時施設にて医師等の管理下で療養された場合には、それに関する医師の診断書・証明書等をご提出いただくことで、原則としてその期間を疾病入院給付金のお支払い対象となる場合があります。

6、保険金・給付金・契約貸付金等の各種支払手続きに関する取扱い

お客さまや医療機関の状況に応じて、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをいたします。

上記の通り、各保険会社にて差異があることもありますが、特別措置の取扱いを実施しております。本措置の適用には、**お客様からのお申し出が必要**となります。適用の詳細につきましては、各保険会社または、以下、連絡先までお問合せください。

今後も皆様からのお問い合わせに親身にお応えして、影響を受けられた方々を全力でお力添えして参ります。